

議案第45号

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する
条例の一部を改正する条例

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成
26年板橋区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「板橋区いじめ問題専門委員会」を「板橋区いじめ
問題等専門委員会」に改める。

第14条の見出し中「重大事態」を「重大事態等」に改め、同条第1
項中「教育委員会及び」を「教育委員会又は」に改め、同条第2項中「
前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に
次の1項を加える。

2 区及び学校（幼稚園及び保育所を除く。以下この項において同じ。）

は、前項に規定する場合以外の場合であって、学校に在籍している児
童又は生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が生じたときは、当該
死亡事案に係る事実関係を明確にするため、速やかに、教育委員会又
は学校に組織を設け、調査を実施するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針の改正を踏まえ、いじ
めの疑いのない自殺等事案に対する調査に係る規定を追加するほか、所
要の規定整備をする必要がある。